

学校給食用物資の競争入札要領

(平成24年3月15日理事長決定)

第1章 総則

(目的)

第1条 物資等の契約業務を公正かつ適切に実施するため、競争入札事務に関し、必要な事項を定める。

第2章 学校給食用物資の買入れ、売渡しその他契約

(学校給食用物資の買入等契約)

第2条 当会が、学校給食用物資（以下「物資」という。）の買入れ及び物資の輸送、保管、加工等に関する業務の契約をする場合は、その相手方は、法令その他に規定するもののほか理事長が適当と認めた者とする。

2 前項の契約は、理事長が行う。

(買入等の相手方の資格及び指名選定)

第3条 当会が発注する物資の入札に参加しようとする者は、次の選定基準により、当会の指名の選定を受けなければならない。

(1) 経営規模

ア 契約の履行がされないこととなるおそれがない者であること。

イ 常時雇用している従業員を有し、常時営業を続けていること。

ウ 工場、店舗、販売所等固定した営業施設を有し、緊急に即応し得る状況にあること。

(2) 信用状況

学校給食に理解を有し、社会的信用を有する者であること。

(3) 衛生状態

ア 食品衛生保持のため、専用の手洗い場及び作業場外に作業用専用の便所を有すること。

イ 従業員の健康管理が十分に行われていること。

ウ 食品の製造業者については、「食品衛生監視票」による採点項目のうち、A構造等、B食品取扱設備・機械器具、C給水及び汚物処理等の合計点50点並びにD管理運営、E食品取扱者の合計点50点の各々80%以上の採点成績を保持していること。

(4) 供給能力

ア 仕入及び製造加工能力が所要量を充足しうること。

イ 指示の期日、時間に指定の場所に納入できる輸送能力を有すること。

2 前項の指定の選定は、入札に参加しようとする者の申請書（別記第1号様式から第5号様式）の提出を待って、その者が当該資格を有するかどうかを審査し選定するものとする。

3 特別の理由がある場合を除くほか禁治産者及び破産者で復権を得ない者を入札に参加させることができない。

4 次の各号の1に該当すると認められる者は、その事実があった後、別表第1「入札参加排除基準」により、入札に参加させることができない。その者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用した者についても同様とする。

(1) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし又は物資の品質、規格若しくは数量等に関して不正の行為をした者

(2) 入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し若しくは不正の利益を得るため連合した者

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 検査又は調査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(6) 前各号の1に該当する事実があった後、別に定める期間を経過しない者を契約の履行

に当たり代理人、支配人その他使用人として使用した者

5 第2項の規定に基づく審査の結果について、速やかに書面（別記第7号及び第8号様式）をもって当該申請者に通知するものとする。

6 審査の結果、入札の資格を有すると認定した者（以下「資格者」という。）については参加資格者名簿（別記第6号様式）を作成するものとする。

7 資格者の資格期間は2年とし、期間を経過する者が引続き入札に参加しようとするときは第2項に定める指名の選定を受けなければならない。

8 随意契約の見積合せに参加する者の指名選定についても、前各項の規定を準用する。
（入札参加の排除）

第4条 資格者が第3条第4項各号の一に該当したときは、当該期間、入札の参加を排除するものとする。

2 入札参加の排除を決定したときは、資格者に通知（別記第9号様式）するものとする。
（資格の消滅）

第5条 資格者が、次の各号の一に該当したときは、当該資格者の資格は消滅するものとする。

（1）第3条第3項の規定に該当することとなったとき。

（2）第3条第4項各号の一に該当し、入札への参加を排除されたとき。

（3）営業に関し、法令の規程に基づく許可、認定、登録等を必要とする場合において当該許可、認定、登録等の取消しのあったとき。

（4）資格を取得し、正当な理由なく、1年以上入札に参加しないとき、又は3年以上取引のないとき。

（5）その他理事長が前各号に準すると認められたとき。

2 参加資格が消滅したときは、資格者に通知（別記第10号様式）するものとする。
（指名の停止）

第6条 資格者又はその代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人が別に定める基準に該当したときは、別表第2「指名停止基準」に基づき決定された期間、指名を停止することができる。

2 指名の停止を決定したときは、資格者に通知（別記第11号様式）するものとする。
（資格の再審査）

第7条 資格が、次の各号の一に該当したときは、再審査を受けなければならない。資格者の営業を承継した者についても同様とする。

（1）第4条の規定に該当し入札参加の排除されたものが、再び入札に参加しようとする場合

（2）資格者の名称に変更のあったとき。

（3）資格者が法人の場合において組織に変更のあったとき。

（4）資格者が共同企業体又は協同組合の場合においてその構成員に変更のあったとき。

2 前項の申請に当たっては、第1号については第3条第2項を、第2号、第3号及び第4号については別記第12号様式によるものとする。

3 前項の規定により資格に関する事項を変更したときは、すみやかに資格者名簿を整理するものとする。

4 第3条第5項の規定は、第1項の規定により資格取得及び変更した場合に準用する。
（別記第13号様式）

（売渡物資の事故品又は不適品の処置）

第8条 売渡し物資に事故又は不適品のある場合は、遅滞なくこれを引取り新たに納入又は代金決済をもって処置するものとする。

附 則

この規程については、平成25年4月1日から施行する。

別表第1

入札参加排除基準

第1 入札に参加させない期間の基準

「学校給食用物資の競争入札要領」第3条第4項の規定により入札に参加させないこととする期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第1号に該当する場合 2年
- (2) 第2号に該当する場合 1年6月以上2年以内
- (3) 第3号に該当する場合 1年以上2年以内
- (4) 第4号に該当する場合 1年6月以上2年以内
- (5) 第5号に該当する場合 1年以上2年以内
- (6) 第6号に該当する場合 代理人、支配人その他の使用人について決定された前各号の期間の残存期間

第2 入札に参加させない場合の例示

第1の各号に該当する場合を例示すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 第1号の場合
 - ア 指定された原材料以外のものを故意に使用した場合
 - イ 製造及び加工を故意に粗雑にしたと認められる場合
 - ウ 納品すべき製品につき、故意に指定された品質、規格、銘柄又は数量を偽った場合
 - エ その他これらに類する行為があったと認められる場合
- (2) 第2号の場合
 - ア 威力をもって入札の公正な執行を妨げ公訴を提起された場合
 - イ 入札において公正な価格の成立を妨げ公訴を提起された場合
 - ウ 入札において不正の利益を得る目的をもって連合し公訴を提起された場合
 - エ その他これらに類する事実があったと認められる場合
- (3) 第3号の場合
 - ア 落札者が契約書その他これに類する書面を作成することを妨げた場合
 - イ 威力をもって契約者の契約履行を妨げた者
 - ウ その他これに類する行為があったと認められる場合
- (4) 第4号の場合
 - ア 威力をもって検査及び検査員の職務の執行を妨げた場合
 - イ その他これに類する行為があったと認められる場合
- (5) 第5号の場合
 - ア 落札者が契約を締結しない場合
 - イ 業者の責めに帰すべき理由により契約を解除された場合
 - ウ その他これに類する事実があった場合

第3 基準適用の原則

- 1 資格者又はその代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人が第1各号のうち2以上の事実該当するときは、当該各号に定める期間の長期及び短期のうち最も長い期間をもってそれぞれ長期及び短期とする。
- 2 資格者又はその代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人が「学校給食用物資の競争入札要領」第3条第4項の規定に該当し、かつ、指名停止基準に該当する場合は、第3条第4項の規定を優先して適用するものとする。

別表第2

指名停止基準

第1 停止理由及び停止期間

「学校給食用物資の競争入札要領」第6条の規定に基づく指名停止の理由及びその期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 契約の履行に当たり必要な措置を怠り、当会並びに供給の相手方に対し重大な損害を与えたとき。
3ヶ月以上1年以内
- (2) 契約の履行に当たり必要な措置を怠り、当会並びに供給する相手方に対し損害を与えたとき。
1ヶ月以上1年以内
- (3) 契約の履行に当たり、次の各号の一に該当すると認められるとき。
 - ア 30日以上履行遅延があったとき。ただし、当該遅延の原因が天災その他不可抗力によるものであるときは、この限りではない。
1ヶ月以上3ヶ月以内
 - イ 履行遅延により当会の信用を失墜させるような重大な損害を与えたとき。
3ヶ月以上1年以内
 - ウ 当会の承認を得ないで契約の履行を第三者に委任したとき。
1ヶ月以上6ヶ月以内
 - エ 資格者又は支配人その他の使用人が契約の履行に関し、事件の容疑により次の一に該当したとき。
 - (ア) 逮捕されたとき。
逮捕されたときから起訴又は不起訴処分が行われたときまで。
 - (イ) 起訴猶予の決定されたとき。
2ヶ月以上1年6ヶ月以内
 - (ウ) 公訴を提起されたとき。
4ヶ月以上2年以内
 - オ 法令の規定により営業停止を命じられたとき。
1ヶ月以上1年以内
 - カ 従業員に対する賃金の不払いについて監督庁から勧告を受けたとき。
1ヶ月以上6ヶ月以内
 - キ 入札の参加者として指名された場合において、あらかじめ通知することなく当該入札に参加しなかったとき。
1ヶ月以上6ヶ月以内
 - ク 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当と認められたとき。
1ヶ月以上1年以内

第2 基準適用の原則

- 1 指名停止をする場合の停止期間の始期は、当該指名停止を決定した日の翌日とする。ただし、第1第3号のエによる場合は逮捕されたことを知った日とする。
- 2 資格者又は支配人その他の使用人が第1各号（第3号の場合は、アからクまで。以下同じ。）のうち、2以上の事項に該当するときは、当該各号に定める期間の長期及び短期のうち最も長い期間をもって、それぞれ長期及び短期とする。